答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した地方税法(以下「法」という。)4条2項2号並びに72条の2第3項及び東京都都税条例(昭和25年東京都条例第56号。以下「都税条例」という。)25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税(以下「個人事業税」という。)賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年9月1日付けで行った平成29年度分の個人事業税賦課処分(別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

1 請求人は、本件会社と本件契約書を取り交わしており、会社 の営業社員すなわち保険外交員として雇用されている。当該契 約は雇用契約であるので、会社との代理店委託契約とは明らか に異なり、また、請求人は保険仲立人にも該当しない。

- 2 「個人事業税(生命保険外交員に対する課税)の疑義について」(昭和29年8月14日付自丁府発第62号)(以下、「自治庁回答」という。)において、保険外交員は、代理業でない限り、個人事業税の課税は不可であるとされているのであるから、本件の課税処分は租税法律主義に違反している。
- 3 請求人は、会社の使用人であるから、同人の行為は代理業に は該当しない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項 の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年	月 日	審議経過
平成30年	5月24日	
		審議(第23回第1部会)
平成30年	8月20日	審議(第24回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 課税客体及び納税義務者について

法72条の2第3項は、個人事業税は、個人の行う第一種 事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準と して事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課 する旨を定め、同条8項において「第一種事業」とする業種 を定めて、同項23号に「代理業」と掲げている。同様に、 都税条例25条4項は、個人の行う法72条の2第8項から 第10項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種 事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課する旨を 定める。

なお、事業税は道府県税であり (法4条2項2号)、道府 県に関する規定は都に準用される (法1条2項)。

- ア 東京都における「個人事業税課税事務提要」(平成24年8月1日付24主課課第153号東京都主税局長通達。以下「事務提要」という。本件処分に適用されるのは、平成29年3月31日付28主課課第546号による改正後のものである。)によれば、課税客体である「事業とは、一般に営利又は対価の収得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為と解される。しかし、事業の意義については地方税法上特段これを定義する規定が設けられていないため、ある経済行為が事業に該当するかどうかの判断は、最終的には法意及び社会通念に照らして行うこととなる。」とする(第3章・第1節・第1・1・(1))。
- イ 事務提要によれば、代理業の定義として、代理業は①一定の商人のために(原則として特定の者のために)、②反復継続して行われ、③取引を代理し、又は媒介する、④独立した事業であると認められることが必要である、とする(第3章・第2節・第23・1)。

代理業の認定基準は、「個人事業税の代理業に該当するかは、原則として申告書等の各種資料に基づき認定を行う」とした上で、「個人事業税にいう代理業は、通常は、自らが支配、管理することのできる営業所を有し、営業費

を支出し、自己の活動形式と労働時間を決定して、そのなした行為について手数料を歩合的に受け取っているものであること。身分的従属関係のみを重視し、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っている者に対して課税しないことは、課税の均衡を失することとなるため、十分調査を行うこと。」とする(事務提要第3章・第2節・第23・2・(1))。

納税義務者である「事業を行う個人」とは、当該事業の 収支の結果を自己に帰属せしめている個人をいう、と定義 されている(「地方税法の施行に関する取扱いについて (道府県税関係) | (平成22年4月1日付総税都第16 号総務大臣通知(以下「取扱通知」という。)第3章・第 1節・第1・1の5)。取扱通知は、「事業を行う個人」 に該当するか否かについて、「他の諸法規において雇傭者 としての取扱いを受けているということのみの理由で直ち に法上『事業を行う者』に該当しないとはいえない」とし た上で、「その事業に従事している形態が契約によって明 確に規制されているときは、雇傭関係の有無はその契約内 容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかど うかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確 でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当 該事業の実態に即して判断すること」としている(取扱通 知第3章・第1節・第1・1の5・(2))。

取扱通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、上記引用箇所については、法の解釈として合理性が認められる。

(2) 税額の算定について

ア 法72条の49の11第1項は、個人事業税の課税標準

は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によると定め、都税条例も38条1項に同旨の規定を置いている。

イ 上記課税標準の算定方法として、法72条の49の12 第1項は、前条1項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日 の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例(その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。)によって算定するとする。

また、法72条の49の12第2項は、事業を行う個人 (所得税法2条1項40号に規定する青色申告書(同法1 43条(青色申告)の規定により青色の申告書によって提 出する確定申告書及び確定申告書に係る修正申告書)を提 出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限 る。)と生計を一にする親族で専ら当該個人の行う事業に 従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)が当該 事業から給与の支払を受けた場合には、所得税法57条1 項の規定による計算の例(その給与の金額でその労務の対 価として相当であると認められるものを事業所得の金額の 計算上必要経費に算入する。)により、個人の事業の所得 を算定するものとする旨を定める。

ウ 法72条の50第1項は、個人事業税の賦課の方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得

税の課税標準である所得のうち法72条の49の12第1項においてその計算の例によるものとされる所得税法26条及び27条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、又は税務官署が決定した課税標準を基準として個人事業税を課する旨を定めている。

- エ 個人事業税については、事業主控除の額は290万円と 定められている(法72条の49の14第1項)。
- オ 第一種事業を行う個人に対する事業税の税額は、所得に 100分の5を乗じて得た額とされている(法72条の4 9の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号)。
- カ 個人事業税の納税義務者で、法72条の49の12第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が事業主控除の額(上記のとおり、290万円)を超えるものには申告義務がある(法72条の55第1項)が、個人事業税の申告期限の3月15日前に申告をしなくても、前年分の所得税につき所得税法2条1項37号の確定申告書を提出した場合には(個人事業税を)申告したものとみなされる(法72条の55の2第1項)。
- キ 個人事業税の申告に関し、確定申告書を提出する場合には、確定申告書に青色事業専従者に支給した給与の総額、青色申告特別控除の適用を受けた者はその旨等を附記しなければならず(法72条の55の2第3項及び地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)7条の2第2号及び第5号)、附記した事項は、個人事業税の賦課徴収につき申告されたものとみなされる(法72条の55の2第2項)。
- ク 個人事業税の納期は、8月及び11月中において道府県 の条例で定めるが、特別の事情がある場合にはこれと異な

る納期を定めることができるとされ(法72条の51第1項)、都税条例では、東京都における個人事業税の納期を、第1期が8月1日から同月31日まで、第2期が11月1日から同月30日までと定めた上で(都税条例39条の5)、特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによる(同条ただし書)、としている。

2 本件の検討

請求人は、平成28年1月1日から同年12月31日までにおいて本件会社に勤務し、本件会社のために、専業の生命保険募集人として業務を行い、本件会社の業務の維持、管理に関連して、契約者又は本件会社の必要とする一切のサービス業務を行っていたことが認められる(本件契約書○条参照。以下「本件業務」という。)。そこで、本件業務は法72条の2第2項に規定する「個人が行う事業」に該当するか、同条8項23号に規定する「代理業」として認定できるか、請求人は個人事業税の納税義務者に該当するかを検討する。

- (1) 事業性と納税義務者の認定について
 - ア 請求人は、本件契約書○条に基づき、本件業務の対価と して報酬の支払いを受けているのであるから、本件業務は、 営利ないし対価の収得を目的としたものであることが認め られる。
 - イ 営業社員である請求人が本件会社から受け取る報酬の種類は、①手数料、②業績・継続ボーナス、③通勤手当の3つであり、①及び②は、請求人が販売した保険契約により本件会社が受領した保険料に応じて支払われるものであって(本件報酬規程○条ないし○条)。請求人への報酬がかかる歩合制であり、また、青色申告決算書によると、月別

売上(収入)金額の増減幅が大きいことから、報酬の変動 も大きいものと推察されることから、本件業務は、収支の 結果について請求人自らの負担において行われた行為であ ると認められる。

ウ 本件確定申告書等によれば、請求人は、本件業務に対する報酬(59,749,536円)を得ている一方で、経費として、事務所及び駐車場の地代家賃(計2,888,400円)を計上しており、また、自己所有の建物を事業専用割合50%として減価償却費(316,929円)を計上している。

また、請求人は、自身の母を従業員として雇用し、自らの業務の一部を行わせており、その給料賃金(636,70円(12か月分))を計上している。また、請求人は、自己の業務の一部を配偶者に行わせ、青色事業専従者として給与(1,260,00円(12か月分))を計上している。

さらに、請求人は、販売促進費 (4, 1 1 2, 2 8 3 円)、事業用の車両に係る車輌費 (3, 9 8 0, 8 8 9 円)、接待交際費 (2, 2 7 1, 1 6 7 円)及び研修図書費 (1, 5 8 3, 8 0 2 円)等を計上している。

したがって、請求人は、本件業務を行うために必要な経費等を、自己資金(本件会社から受けた報酬)から支払っているのであり、自らの計算において支出していることが認められる。

エ 本件青色申請決算書の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄において、毎月売上の計上があること、「減価償却費の計算」欄において、建物の「本年度中の償却期間」が12か月と記載されていること、従業員らの従事月数が

- 12か月であることから、本件業務の反復継続性が認められる。
- オ 上記イの各経費支出の合計額(26,023,388円)が営業等に係る事業収入(本件会社からの報酬)の額(59,749,536円)の約43.6%に相当することからすれば、請求人と本件会社との間に雇用契約が締結されているところではあるが、請求人が単に一従業員として本件会社に労務の提供を行い、空間的・時間的拘束の下で提供した労務の対価として報酬の支給を受けているものとは認め難く、本件業務についての収支の結果は請求人の負担に帰属するとみるべきであるから、請求人は、本件業務につき個人事業税の納税義務者であると認められる。
- カ 以上より、本件業務は、営利又は対価の収得を目的として、請求人自らの危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為(1・(1)・ア)であるから、「事業」に該当し、請求人は、事業を行う個人(納税義務者)であることが認められる。
- (2) 業種認定について(「代理業」に当たるか)
 - ア 請求人は、本件契約書にて、本件会社のために生命保険 募集人として業務を行う旨約しており、本件確定申告書等 において自らの職業を「生保外交員」と、加入団体を「○ ○生命保険」と申告していることが認められる。
 - 一般に「外交員」とは、「事業主の委託を受け、継続的に事業主の商品等の購入の勧誘を行い、購入者と事業主との間の売買契約の締結を媒介する役務を自己の計算において事業主に提供し、その報酬が商品等の販売高に応じて定められている者」と解されている(平成11年3月11日関東信越国税不服審判所裁決(国税不服審判所ウェブサイ

卜公表裁決事例。裁決事例集No.57 206頁)参照)。

また、本件業務において行われる「保険募集」とは、保険業法2条26項によれば、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいうものとされているが、具体的には、保険契約の締結の勧誘、その勧誘を目的とした保険商品の内容説明、保険契約の申込みの受領及びその他の保険契約の締結の代理又は媒介といった行為をいうものと解される(金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針(平成28年9月)」II-4-2-1・(1))。

- イ また、本件業務は、平成28年の年間を通じて反復継続 して行われていたことが認められる(上記2・(1)・エ)。
- ウ 請求人は、たしかに本件会社との間で雇用契約を締結しているが、本件業務を行うにあたり、自らの事務所を設け、必要経費を自己の収入から支出し、本件会社からの報酬は歩合給であることが認められる(上記2・(1)・イ、ウ及びオ)。
- エ 以上のことから、請求人が保険外交員として行う本件業務は、本件会社のために、反復継続して行われ、本件会社の保険商品の販売を行い、少なくとも保険契約を媒介する独立した事業であるといえるのであり、法72条の2第8項23号の「代理業」に該当すると判断するのが相当である。

3 税額の算出について

本件処分における税額については、本件確定申告書等により申告された請求人の事業所得の額(31,816,148円)に、青色申告特別控除額(650,000円)を加算し、事業主控除の額(法72条の49の14第1項の規定により、2,

900,000円)を減じて得た課税標準額(29,566,000円。法20条の4の2第1項の規定により、千円未満は切捨て)に、第一種事業における税率(法72条の49の17第1項1号及び都税条例39条の3第1号の規定により、100分の5)を乗じた額(1,478,300円。法20条の4の2第3項の規定により、百円未満は切捨て)となっていることから、違算等の事実は認められない。

以上のとおり、本件処分は、請求人が行う第一種事業に対して、法令等の定めに基づき適正に個人事業税を課したものであり、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

4 請求人の主張について

請求人は、審査請求書、反論書及び再反論書において、請求 人は本件会社に雇用されている使用人であり、請求人に個人事 業税を課することはできない旨を終始主張している(第3・ 1)。

しかし、個人事業税の課税要件の検討において、他の諸法規において雇用者として取扱いを受けていることのみの理由で、直ちに事業性がないと判断すべきではないとしたこと(取扱通知第3章・第1節・第1・1の5・(2))、及び所属団体との身分的従属性のみを重視すべきではなく、実質的に自己の責任において営業行為とみなし得る収支計算を行っているかどうかを調査すべきこと(事務提要第3章・第2節・第23・2・(1))と判断したことは合理的であると認められる。

そして、上記のことを踏まえて行った調査・検討の結果、請求人について、第一種事業である「代理業」を行う「事業を行う個人」であると認定したことが適法・妥当であることは上記2に述べたとおりである。

また、請求人は、自治庁回答において、保険外交員は、代理

業でない限り、個人事業税の課税は不可であるとされているのであるから、本件の課税処分は租税法律主義に違反する旨を主張している(第3・2)。

しかしながら、この自治庁回答は具体的な事例について個別に判定の結果を指示しているに止まるものであって、保険外交員の身分を有する個人であっても代理業に該当すると認定すべき場合があることを一律に否定し、そのような認定が可能な場合まで全て課税対象外とする趣旨ではない(事務提要第3章・第2節・第23・3・(4))。

そして、本件業務が「代理業」に該当すると認定したことが 適法・妥当であることは上記2に述べたとおりであるから、請 求人の主張には理由がない。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性 や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれ も適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)